

会議・催事約款

熱海パールスターホテル（以下「当ホテル」と称します）では、会議または催し物に伴うレストラン・会議室等のご利用に関して、次の通り約款を定めておりますので 予めご了承ください。

1. 適用範囲について

会議または催物（以下「会議等」と称します）でレストラン・会議室（以下「会場」と称します）をご利用になる場合に、当ホテルがお客様と締結する契約（以下「会議等契約」と称します）は、この約款の定めるところによるものとします。尚、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 会議等契約のお申し込みについて

ホテルが発行する予約確認書にご署名をいただきます。

3. 会議等契約の成立について

会議等契約は、当ホテルがご契約のお申し込みを受諾し、予約確認書を受領したときに成立するものとさせていただきます。

4. お支払いについて

7 日前の人数確定後、ご請求書を送付いたします。到着日前日までにお振込みをお願いします。以降の変更による過不足につきましては現地にて精算、又は後日の振込み対応とさせていただきます。

5. お客様よりのお取り消しについて

予約確認書にてご成約、ご署名いただいた後に、ご予約を取消、変更される場合、以降に記載する取消料/変更料をお支払いいただきます。

予約の取消/変更キャンセル料

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日			
	当日	前日	3 日前	7 日前
9 名まで	100%	80%	50%	20%
10～30 名まで	100%	80%	50%	20%
31 名以上	100%	100%	50%	20%

6. ミーティングパッケージの変更にかかわるキャンセル料

ミーティングパッケージの人数変更によるキャンセル料は開催日の 7 日前から発生いたします。

なお、その期日までの変更は契約申込人数の 10%にあたる人数についてはキャンセル料をいただきません。

7. 料理をご注文の場合のキャンセル料

料理数の変更によるキャンセル料は開催日の3日前から発生いたします。

	料理キャンセルの通知を受けた日			
	当日	前日	3日前	7日前
7日前の契約人数	100%	30%	30%	-

8. その他手配品の数の変更・取り消しについて

宴会等において利用される手配品及び参加者に配る記念品等のご手配をホテルがお受けした際、数の変更・取消しについては、開催日の7日前から発生いたしますので、それ以降の変更については応じかねます。但し既に手配が完了している別注品については変更・取消しができませんのでご了承ください。

9. 会議時間と追加料金について

会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下「利用時間」と称します）は、所定の会場費をお支払いいただきます。これには事前及び事後、それぞれ1時間の準備時間を含みます。事前・事後に1時間以上要する場合、または利用時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。

10. 設営、装飾、余興などの手配について

会議等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他につきましては、当ホテル指定の取扱い会社をご利用ください。お客様のご都合で当ホテル指定取扱い会社以外の取扱い会社をご利用になる場合は、会議等を円滑に行なうため事前にホテルの了解を得たうえで手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱い会社が行なうご会議等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・置場所等につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮した定のルールに従い行なっていただきます。

11. 損害賠償について

お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方が、万一ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

お客様の手荷物・携帯品はご自身での管理、またはホテルのレセプションにお預けください。尚、お預けにならなかった場合に生じた滅失等の損害につきましては、当ホテルといたしましては一切責任を負いかねますのでご了承ください。

12. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- a. 犬、猫、小鳥、家畜類、昆虫、その他一切の動物の持込み。但し、盲導犬、介助犬等の介護目的の犬を除きます。
- b. 発火、または引火性の物品、有毒ガス、または人体に重大な影響のある病原体・物質などの危険物の持込み。
- c. 悪臭・異臭を発生するものの持込み
- d. 他のお客様にご迷惑を及ぼすような騒音、振動。

- e. 法令または公序良俗に反する行為。
- f. ご予約時の使用目的以外のご利用。
- g. ホテル備品等の移動。
- h. 飲食物の持込み。
- i. その他法令で禁じられている行為

13. 当ホテルよりの会議等契約の拒否及び解約について

当ホテルは次の場合において、会議等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいている会議等契約をお取
消しさせていただきます。尚、この場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。また、お申込金、
前払金を申し受けている場合は、既に手配済み実費 諸費用を差し引いてご返金いたします。

- a. お客様及び会議等への出席者が法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場
合。また同行をしたと認められとき、及び他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。
- b. 会議等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- c. 上記1～11の約款に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合。
- d. お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症者と明
らかに認められる場合。
- e. 天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむを得ない事情により会場を使用することができない場合、ある
いは宴会等の実施が不可能になるおそれが極めて大きい場合。
- f. 契約者並びに会場のご出席者（主催者及びそのスタッフ等関係者を含む）の中に次の事由に該当する者がいる
と当ホテルが判断した場合。
- g. 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力（以下暴力団等という）。
- h. 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体
- i. 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者がいるとき。

以上

2025年5月15日制定